

目 次

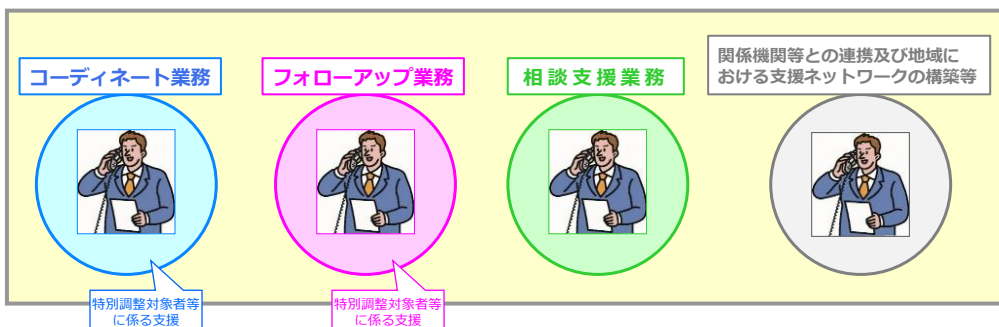
1. 「被疑者等支援業務」に係るこれまでの経過を理解する
2. 「被疑者等支援業務」を推進していく上でのPointを理解する
3. 入口支援におけるこれまでの試行等を把握する
4. 特別調整対象者等（矯正施設退所者等への支援）の軌跡と
「被疑者等支援業務」で生まれた成果等
5. 「被疑者等支援業務」の効果的かつ効率的な実施
－ 地域の総合力を生かした事業実施 －

1

1

地域生活定着支援センターの業務内容（令和2年度まで）

令和2年度までの業務内容



2

2

「相談支援業務」について

令和5年12月1日から適用

相談支援業務（地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針 第4 業務の実施細目 3 相談支援業務）

- (1) センターの長は、高齢であり、又は障害を有することにより、自立した生活を営むことが困難と認められる犯罪をした者等のうち**センターが福祉的な支援を必要とすると認める者**について、本人又はその家族、更生保護施設、地方公共団体、福祉事務所その他の関係者から、本人の福祉サービス等の利用に関する相談を受けたときは、担当職員を指名の上、本人と面接を行わせるなどして、本人のニーズ等を確認し、その意思を踏まえて、助言その他必要な支援を行うものとする。
- (2) センターの長は、上記の支援を行うに当たり、当該利用者が更生緊急保護中又は保護観察中等である場合には、当該措置等を実施している保護観察所の長と十分な連携を保つものとする。

「相談支援業務」の支援対象（例）

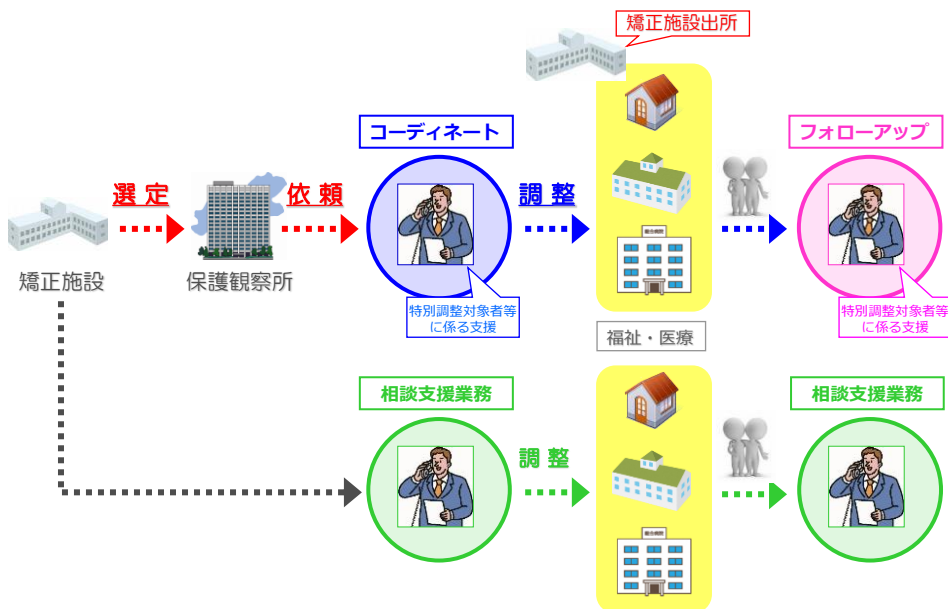


- ◆ 矯正施設等を退所した本人（障害者、高齢者）又はその家族、その他関係者から、本人の福祉サービス等の利用に関する相談等
（例）「出所したが、住む場所がない」
「家はあるが、仕事・生活費がない」等
- ◆ **センターが福祉的な支援を必要とすると認める者**

3

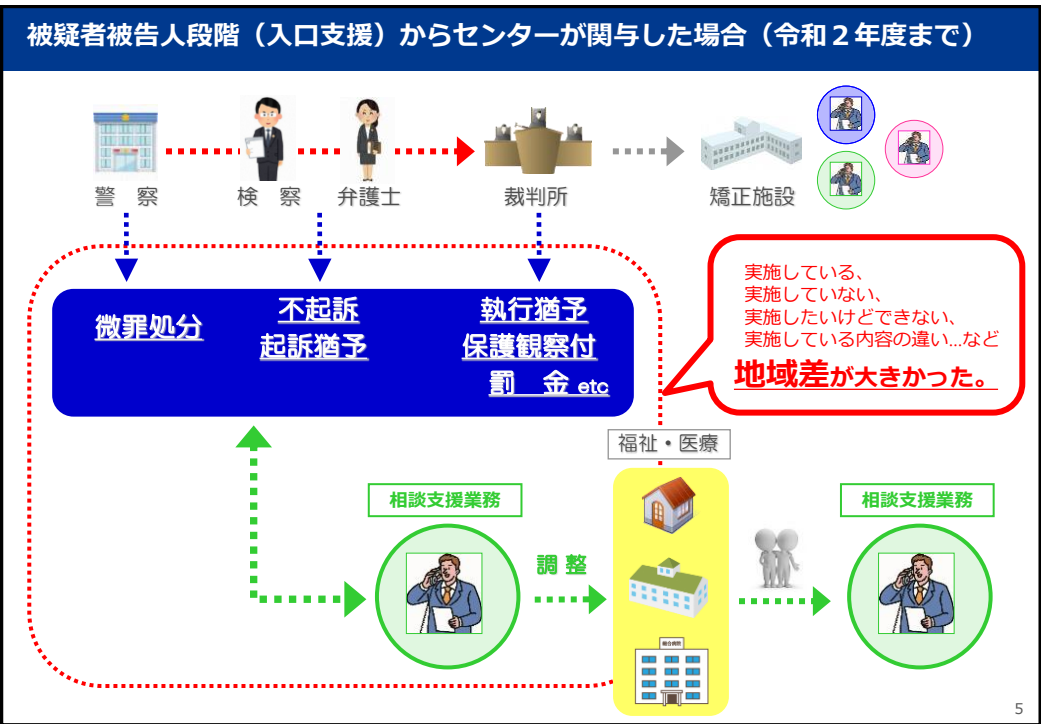
3

矯正施設出所者等に係る業務フロー（出口支援）



4

4



関係法令等（再犯防止に係る入口支援の経過等）

○再犯防止推進法（平成28年12月14日法律第104号）

第7条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。

2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項

第17条 国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上での困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実を図るために必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

○再犯防止推進計画（平成29年12月15日閣議決定）

第3章 1.（2）③イ

法務省及び厚生労働省は、（中略）一層効果的な入口支援の実施方策を含む刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関等との連携の在り方についての検討を行い、2年以内を目途に結論をだし、その結論に基づき施策を実施する。

○再犯防止推進計画加速化プラン（令和元年12月23日犯罪対策閣僚会議決定）

第1

（前略）満期釈放者とはもとより、刑事司法手続きの入口段階にある起訴猶予者等を含む犯罪をした者等の再犯・再非行を防ぐためには、刑事司法関係機関における取組のみでは十分でなく、それぞれの地域社会において、住民に身近な各種サービスを提供している地方公共団体による取組が不可欠である。

第2（3）ウ

（前略）地域生活定着支援センター（中略）が、就労支援、職場への定着支援及び福祉サービスの利用支援等の面での連携を強化し、更生保護施設、自立準備ホーム、住み込み就労が可能な協力雇用主、福祉施設、公営住宅等の居場所の確保に努める。

第2（3）オ

満期釈放者対策の充実を図るため、（中略）地域生活定着支援センター等の体制を強化する。

○骨太の方針2019

第2章 5.（7）②

（前略）再犯者を減少させるため、（中略）福祉等の利用促進（中略）を強化するとともに、（後略）。

○自由民主党政策調査会再犯防止推進特別委員会・更生保護を考える議員の会

令和2年6月提言「満期釈放者対策等の充実強化に向けた緊急提言」

4 高齢・障害等のある刑務所出所者等対策の充実強化

高齢・障害等のある刑務所出所者等についても手厚い対応ができるよう、政府が、（中略）地域生活定着支援センターとも連携を密にし、その体制を強化するなど、いわゆる入口支援も含め、継続的な支援を確実に実施すること。

7

7

「地域共生社会」の実現に係る取組

平成27年9月 「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」(「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT」報告)

多機関の協働による包括的支援体制構築事業(平成28年度予算)

平成28年6月 「ニッポン一億総活躍プラン」(閣議決定)に地域共生社会の実現が盛り込まれる

7月 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置

10月 地域力強化検討会(地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会)の設置

12月 地域力強化検討会 中間とりまとめ

「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けたモデル事業(平成29年度予算)

平成29年2月 社会福祉法改正案(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案)を提出

「『地域共生社会』の実現に向けて(当面の改革工程)」を「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で決定

5月 社会福祉法改正案の可決・成立 → 6月 改正社会福祉法の公布

※ 改正法の附則において、「公布後3年を目処として、市町村における包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定。

9月 地域力強化検討会 最終とりまとめ

12月 「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知の発出

平成30年4月 改正社会福祉法の施行

令和元年5月 地域共生社会推進検討会(地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会)設置

7月 地域共生社会推進検討会 中間とりまとめ

12月 地域共生社会推進検討会 最終とりまとめ

令和2年3月 社会福祉法等改正法案(地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案)を提出

6月 改正社会福祉法の可決・成立

※市町村における包括的な支援体制の構築に関する改正規定は令和3年4月施行予定

-8

8

「地域共生社会」の実現に係る取組

○「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」（地域共生社会推進検討会） 最終とりまとめ（令和元年12月26日）（抄）

Ⅲ 市町村における包括的な支援体制の整備の在り方

2 断らない相談支援

- 断らない相談支援の中で、個人や世帯が抱える複雑化・多様化した課題を制度の狭間に落とさず、対応していくためには、多機関協働の中核の機能を強化することに加え、相談機関に関わる多職種や多機関が連携することが必要である。
- 相談支援に関わる多職種については、**保健、医療、福祉、子育て支援、労働、教育、司法等の各分野の関係者に加え、消費者相談や若年者支援、年金相談等の関係者が想定される。**関係者が広く参加できる研修等を通して、お互いの業務の理解を進め、日頃から情報交換等ができる関係性を作るなど、地域の中で幅広いネットワークを構築していくことが求められる。

Ⅳ 市町村における包括的な支援体制の整備促進のための基盤

4 都道府県及び国の役割

- 広域での支援や調整が求められる地域生活課題への対応としては、**DV被害者や性暴力被害者、刑務所や少年院からの出所者など、住民の身近な圏域で対応しがたい場合や、より専門的な支援が求められる場合等において、都道府県が積極的に対応することが考えられる。**具体的には、都道府県が自ら相談を受け、支援を行うことに加え、広域的な支援という観点の下、市町村や断らない相談支援に従事する支援員を後方支援する事業（スーパーバイズを行う事業）の実施や、複数の都道府県域にまたがるケースの場合には、都道府県同士が連携し、対応するということも重要である。

9

9

「関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークの構築等」について

令和5年12月1日から適用

関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークの構築等



関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークの構築等（地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針 第4 業務の実施細目）

- (1) センターの長は、利用者に対する支援を円滑かつ効果的に実施するため、矯正施設若しくは保護観察所において特別調整対象者として、**又は検察庁、弁護士会**、若しくは保護観察所において勾留中の調整の対象者として選定をする手続を行っている段階から、必要に応じて、矯正施設の長等に対し福祉的な視点から必要な調査・調整について助言を行うものとする。また、特別調整対象者又は勾留中の調整の対象者として選定され、保護観察所の長からの協力依頼を受けた後においても、個々の利用者の事例に対応した関係機関等から成る会議の開催に努めるものとする。
- (2) センターの長は、平素から、保護観察所、矯正施設、**検察庁、弁護士会**、福祉関係機関、地方公共団体その他の関係機関等と連携を密に保つために、保護観察所が主催する連絡協議会に出席するとともに、研修や協議会等を開催し、犯歴の有無を問わず、ニーズがあって真に支援を求める人について、地域において必要な福祉的支援が受けられるための環境づくりや支援のためのネットワークの構築に努めるものとする。

10

10

令和4年度の地域生活定着促進事業における被疑者等支援業務について

令和4年3月8日付け事務連絡

1. 令和4年度の被疑者等支援業務について

(1) 基本的な枠組みについて

令和4年度の被疑者等支援業務では、弁護士との連携強化を促進することとしていますが、令和3年度の同業務の基本的な枠組みを変更するものではありません。

弁護士との連携強化の促進を含む被疑者等支援業務の具体的な手続等については、別添の「令和4年度「被疑者等支援業務」業務フロー」のとおりとなりますが、同業務（地域の実情に応じた方法を含む。以下同じ。）の範囲内において、弁護士と検察庁（事件担当検察官等）が、必要な範囲で協議・確認・調整を行うなどすることで、同業務の対象となる被疑者等を、更に支援につなげられるようにするものです。手続については、令和3年度から変更はありません。

また、情状証人としての出廷や更生支援計画の作成等については、令和3年度と同様、被疑者等支援業務では行わないこととします。

(2) 弁護士との連携強化の促進について

弁護士との連携強化の促進とは、令和3年度の被疑者等支援業務の範囲内において、福祉的な支援を必要とする被疑者等への弁護士による気付き等を生かし、必要な方を更に支援につなげられるようにするため、弁護士会等を含めた関係機関等と協議をし、同業務を開始することができる程度の支援体制を構築した上で、関係機関等が連携して同業務を実施することを指します。

また、本事業の業務の一つとして、弁護士会、検察庁も含めた「関係機関等と支援ネットワークを構築するなどの関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークの構築等」が位置付けられています。このことも踏まえ、弁護士との連携強化の促進を含む被疑者等支援業務を開始する前には、原則、弁護士会、検察庁、保護観察所等の関係機関等が一堂に会する協議を実施し、同業務についての共通認識をもった上で、連携していくことができるような支援体制を構築してください。

なお、より実効性のある支援体制を構築していくため、開始後においても関係機関等との協議を継続していくようにしてください。

11

11

令和4年度の地域生活定着促進事業における被疑者等支援業務について

令和4年3月8日付け事務連絡

2. 被疑者等支援業務と相談支援業務におけるいわゆる入口支援との関係に

別添の「令和4年度「被疑者等支援業務」業務フロー」の②のとおり、いわゆる入口支援について、弁護士、検察庁（事件担当検察官等）等から定着センターに対して直接支援依頼がなされた場合であっても、被疑者等支援業務に該当するような事案については、関係機関等と協議の上、被疑者等支援業務での対応を検討することとしています。

他方、令和4年度においても、これまでの相談支援業務の枠組みを変更するものではないため、まず被疑者等支援業務での対応を検討したもの、同業務には該当しないいわゆる入口支援の対応の可否等については、各定着センターで判断することが可能です。

12

12



参照：平成30年版 犯罪白書：法務省ウェブサイト (https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/65/nfm/n65_2_7_5_3_2.html)

注 法務省保護局の資料による。

「一堂に会する協議」（ネットワーク会議等）について

「一堂に会する協議」（ネットワーク会議等）での協議内容（例）

1. 各機関の業務内容の確認等
2. 弁護士との連携強化を含めた「被疑者等支援業務」の確認（共通認識）
3. ケース検討（支援の振り返り、釈放後の様子をフィードバック等）
4. 効果的な手立て等の確認（地域の実情に応じた方法等）
5. 円滑な連携体制を図るための方策の検討（共同勉強会等）

Point
定期的に実施



■ 現地の要請に応じて、当課（主として矯正施設退所者地域支援対策官）も適宜サポート（各地での勉強会等にも参画）

<R3年度の実績>：岩手県、千葉県、石川県、鳥取県、長崎県、沖縄県 <R4年度の実績>：千葉県、長崎県

厚生労働省

15

15

厚生労働科学研究「罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究」（平成18～20年度）

参照：厚生労働科学研究成果データベースウェブサイト (<https://mhlw-grants.niph.go.jp/about>) / 社会福祉法人南高愛隣会ウェブサイト (<https://www.airinkai.or.jp/joho/kenkyu>)



主任研究者 田島 良昭（社会福祉法人南高愛隣会 理事長）

※平成18年当時

分担研究者（所属機関名及び所属機関における職名）

藤本 哲也：中央大学法学部教授 犯罪学博士

山本 謙司：ノンフィクション作家

清水 義恵：更生保護法人 日本更生保護協会 常務理事 事務局長

小野 隆一：宮城県社会福祉協議会 地域福祉部 部長

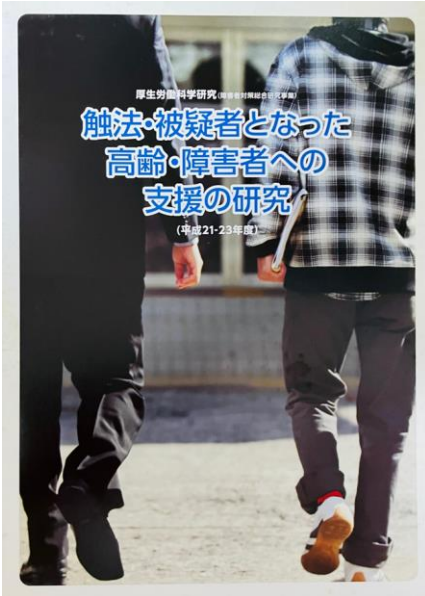
酒井 龍彦：社会福祉法人南高愛隣会 長崎障害者就業・生活支援センター 所長

16

16

厚生労働科学研究「触法・被疑者となった高齢・障害者への支援」（平成21～23年度）

参照：社会福祉法人南高愛隣会ウェブサイト（<https://www.airinkai.or.jp/joho/kenkyu>）



主任研究者 田島 良昭（社会福祉法人南高愛隣会）※平成21年当時

分担研究者（所属機関名及び所属機関における職名）

藤本 哲也：中央大学法学部教授

荒 中：荒・大橋法律事務所 弁護士

浜井浩一：龍谷大学法科大学院 教授

小林繁市：社会福祉法人 北海道社会福祉事業団 参与

松村真美：社会福祉法人 南高愛隣会 常務理事

17

17

心を揺るがした“出会い”－A氏 被告人（知的障害者）－



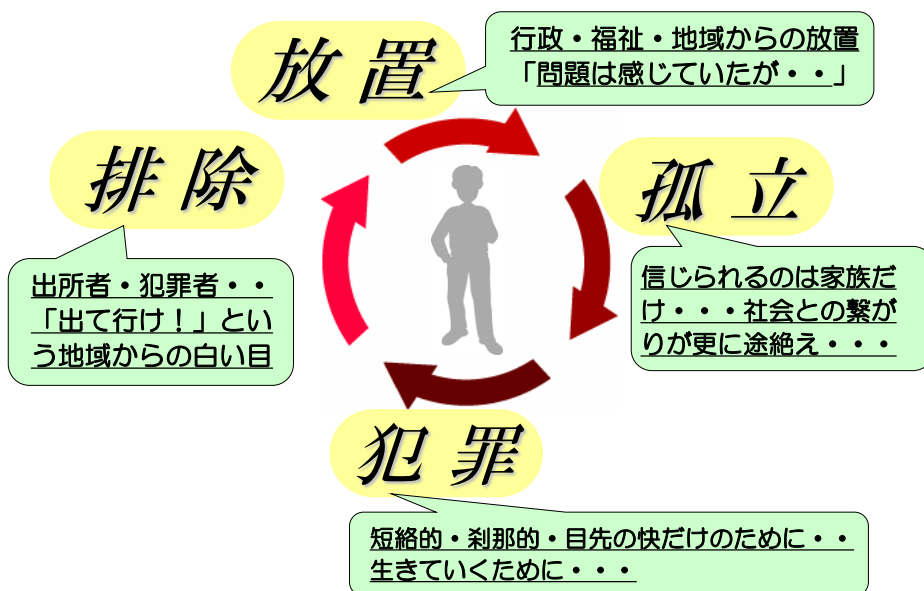
- ・ 主な罪名：住居侵入・窃盗
- ・ 受刑歴： 回
（前科前歴： 犯 回）

A氏（40代 / 男性 / 療育手帳B1）

18

18

負の連鎖（スパイラル）という悲劇



19

19

特別調整等（矯正施設退所者等への支援）の事業化当時の軌跡

実践の中で“**出会い**”を重ねたことで、
変化し・進化し・深化してきたことで得られた**現在地**（現在の特別調整等による支援等）

参考）事業化当時から変化してきたもの

Q. 定着支援センターが全都道府県に設置されるまでには…

Q. 特別調整等の依頼時の情報量は…

「被疑者等支援業務」を
新たな“**出会い**”を
重ねるきっかけに

Q. 矯正施設での面接や連携等は…

Q. 出所時の服薬や医療情報等は…

Q. 住まい探しは…

Q. 自治体との連携等は…

Q. 福祉や地域社会の理解等は…



20

20

新たな業務として位置づけられたことで生まれた成果等（被疑者等支援業務）

＜被疑者等支援業務 実施自治体数＞ 令和3年度：36自治体
令和4年度：45自治体
令和5年度：46自治体

参考）各地の実例

1. 一堂に会する協議の実施（ネットワーク会議等）

- 検察庁、弁護士会、保護観察所、都道府県、定着センターが同じテーブルで、協議・検討できる場が出来た。
- 更生保護施設、拘留所、少年鑑別所、社会福祉士会等、地域の実情に応じて参画する機関等を増やしている。
(地域のネットワーク構築)

2. 定着支援センターへの便宜等

- 支援対象者に係る情報が得やすくなった。
(受刑中のIQ、生活歴等)
- 勾留中の面会に対する配慮が得やすくなった。
(面会場所・時間等)

3. 切れ目ない支援の実現

- 実刑判決にはなったが、その後、特別調整対象者として初めて福祉的支援に繋がり、支援を継続している。

4. センターの業務として位置づけられたことで生まれた多様な“出会い”

- これまでは入口支援を実施していなかったので、実務の中で、検察官や弁護士等との出会いが増えた。
- 重層的支援体制整備事業や、再犯防止推進の取組、居住支援法人等といった官民協働の支援を描きやすくなった。
(多様な出会い)



21

21

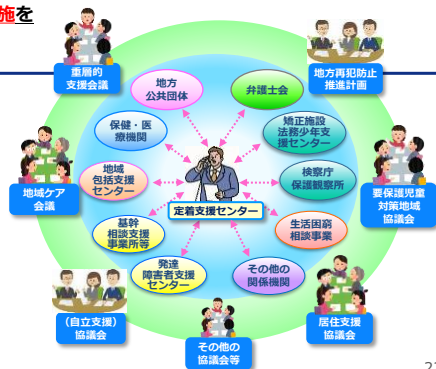
「地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針」

第3 センターの事業 3 事業の一般原則

(6) そもそも、犯歴の有無を問わず、ニーズがあって真に支援を求める人に対しては、その真意に沿って、地域において福祉的支援が受けられる環境を整備することが必要である。また、本事業は、限られた社会保障の資源を、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束のために地域とのつながりを失った人に活用し、広域調整によって必要な支援を地域で受けられるようにするものであって、既存の福祉的支援との連携強化を進めることが重要である。そのため、本事業を効率的・重点的に実施する観点から、事業の内容や規模を精査し、適切な業務量を確保するとともに、既存の福祉サービスとの一体的実施や円滑な移行が

行われるよう努めるなど、地域の総合力を生かした事業実施を行うものとする。

官民協働・多機関連携イメージ



22

22

地方公共団体との協働の推進

－ 第二次再犯防止推進計画 －（令和5年3月17日 閣議決定）

法務省ウェブサイト（https://www.moj.go.jp/hisho/saibanboushi/hisho04_00036.html）参照

第2 1. (2) ①ウ

矯正施設、保護観察所、更生保護施設、地域生活定着支援センター、地方公共団体等の多機関連携の強化等

法務省及び厚生労働省は、特別調整の取組について（中略）地域生活定着支援センター等の多機関連携はもとより、**地方公共団体とも協働しつつ、一層着実な実施を図る。**

また、（中略）必要な保健医療・福祉サービスが提供されるようにするため、矯正施設、保護観察所、更生保護施設、地域生活定着支援センター、地方公共団体、地域の保健医療・福祉関係機関等の連携の充実強化を図る。

第2 1. (2) ②ア

ア 保健医療・福祉サービスの利用に向けた手続の円滑化



法務省及び厚生労働省は、犯罪をした高齢者又は障害のある者等が、速やかに、障害者手帳の交付、保健医療・福祉サービスの利用の必要性の認定等を受け、これを利用することができるよう、**地方公共団体との調整を強化するなどして、釈放後の円滑な福祉サービスの受給を促進する。**

第2 1. (2) ③

被疑者等への支援を含む効果的な入口支援の実施

法務省及び厚生労働省は、これら被疑者・被告人のうち、高齢又は障害により、自立した生活を営む上で、公共の福祉に関する機関その他の機関による福祉サービスを受けることが必要な者に対し、**検察庁、保護観察所、地域生活定着支援センター等の多機関連携により、釈放後速やかに適切な福祉サービスに結び付ける取組について、本人の意思やニーズを踏まえつつ、地方公共団体とも協働し、着実な実施を図る。**

第2 1. (2) ④ウ

地域生活定着支援センター、保健医療・福祉関係機関

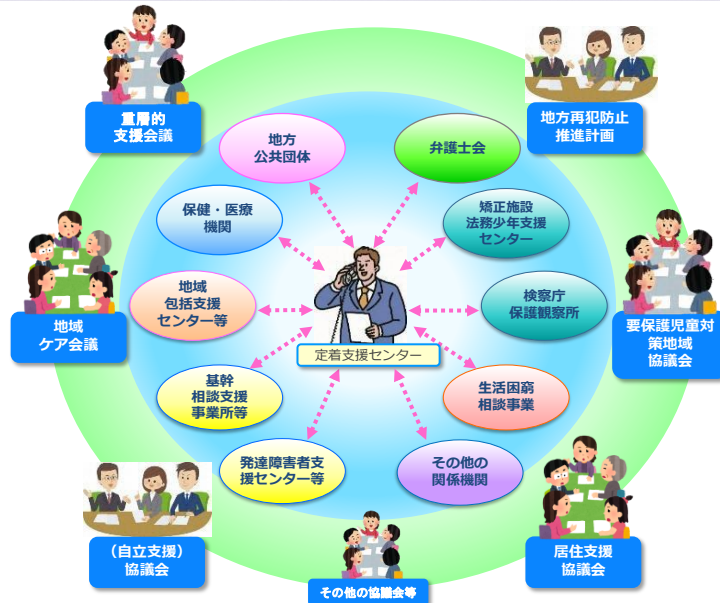
厚生労働省は、地域生活定着支援センターについて、その**実施主体である地方公共団体と協働し、活動基盤の充実を図るとともに、同センターの職員に対する必要な研修を実施する。**

23

23

誰一人取り残さない「地域共生社会」に向けて

地域の総合力を生かした事業実施 — 官民協働・多機関連携 —



24

24